

災害ボランティアセンター運営にかかる 連携ガイドライン(案)



平成31年3月

岐阜県健康福祉部地域福祉課

はじめに

■ガイドラインの目的

平成30年7月豪雨では、県内外からの約 7,000 人のボランティアによる支援が行われ、被災者へのきめ細やかな支援や被災地の早期復旧・復興には、ボランティアの活動が必要不可欠であることが再認識されたところです。

災害発生時に、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）が中心となって設置する災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）の運営を支援するためには、実効性のあるボランティア支援組織を設置するとともに、ボランティアと行政が連携しながら被災者支援を進めていく仕組みを構築することが重要です。

ひとたび大規模災害が発生すると、行政は膨大な災害対応業務を行う必要があり、行政のみで被災者支援を行うことは極めて困難となることが想定されます。

今後、発生する可能性の高い南海トラフ地震といった大規模災害に備え、被災者の多様なニーズに対応するためには、災害ボランティアセンターの運営に市町村が積極的に参画し、ボランティアと行政とが連携する仕組みの構築について、平時から検討しておく必要があり、県はその取り組みを支援するものとします。

本ガイドラインは、災害ボランティアセンターの運営に、市町村がどのように関与していくのか、また、ボランティアにより対応すべき活動と専門的支援により対応する活動などについて整理したものであり、市町村が市町村社協といった関係団体と予め検討しておくにあたり、参考となるように作成したものです。

災害ボランティアセンターの具体的な運営のあり方については、各市町村の実情等を踏まえてご検討ください。

1 平時における準備

南海トラフ地震といった大規模災害が発生すれば、ライフラインが寸断されるとともに交通網も麻痺するなど、市町村や市町村社協においても平時のような対応は困難となると思われます。

そのため、市町村は平時から市町村社協やNPO等とそれを支える中間支援組織といった関係団体と連携し、災害時に備えた準備を進めるとともに、「顔の見える関係」を構築し、それぞれがどのような対応が可能か、どのような役割を担うかを十分に話し合い、確認しておくことが重要になります。

【参考】

◆災害対策基本法(一部抜粋)

○市町村は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有する。(第五条)

○地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。(第五条の三)

◆防災基本計画(一部抜粋)

○地方公共団体は、社会福祉協議会、NPO・NGO等のボランティア団体等との連携を図るとともに、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

(1) 連携会議等の設置・開催(顔の見える関係づくり)

市町村は、市町村社協やNPO等とそれを支える中間支援組織といった関係団体との連携会議等(以下「連携会議」という。)を設置し、定期に開催することにより、平時から「顔の見える関係」の構築に努めることが必要です。連携会議については、既存の会議(災害ボランティアセンター運営会議など)を活用されてもかまいません。

なお、市町村内に災害対応が可能なNPO等のボランティア団体が存在しない場合については、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)などの全国的な中間支援組織に相談することも可能です。

※「中間支援組織」とは

「市民、NPO、企業、行政等の間にとって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織」と定義されている。

(出典:平成23年内閣府「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」)

(2) 災害時における協力の明確化

市町村は、平時からの連携会議の開催を通じて、災害ボランティアセンターの運営方法や、災害時における具体的な協力内容などについて話し合い、確認しておくことが望ましい。

① 災害ボランティアセンターの運営方法

* 設置場所(サテライト含む)、通信機器・資機材・図面(地図、配置図)などの調達、駐車場の確保、ボランティアの送迎方法(ルート確認、送迎者の駐車場の確保など)、運営スタッフ及び必要な専門職員(看護師、保健師等)の確保 など

② 市町村災害対策本部がとりまとめた被害情報や各自の活動情報の共有方法

③ 連携会議の構成団体の支援活動の内容と協力内容の検討

④ 連携会議の構成団体間、専門的な災害ボランティア団体等との連携方法

⑤ 災害時に支援を打診する団体等の検討

⑥ 災害ボランティア活動及び災害ボランティアセンター運営にかかる費用負担の検討、活用できる各種支援策の確認

⑦ 協定の締結の検討

市町村は、市町村社協、NPO 等のボランティア団体などと協定を締結し、協力内容及び費用負担等を明確化しておくことが望ましい。

また、市町村においても災害ボランティアセンター運営のために必要な人員・資機材・資金などの調達・確保に努めることが重要です。

(3) 災害に対する備えの強化・充実

市町村は、連携会議の構成団体とともに、平時から各種の防災活動等を通じて、災害時におけるネットワークの強化、連携した訓練等の実施による防災人材の養成、住民への防災力の啓発などに、積極的に取り組むことが望ましい。

① 災害ボランティアセンターの運営にかかる資機材等の整備・充実

② 市町村内における NPO 等のボランティア団体の活動及びネットワークの強化及び地域コミュニティとの関係強化

③ 国・県、他市町村、市町村外の関係団体などとのネットワークの強化

④ 連携した訓練・研修等の実施

⑤ 災害ボランティアセンターを運営できる防災人材及び災害ボランティア支援を担う職員の養成

⑥ 経験値のある NPO 等のボランティア団体による経験・ノウハウの提供

⑦ 住民、職員・関係団体の防災力・受援力向上のための啓発等

⑧ 災害ボランティアの事前募集と登録制度の整備(既存の制度の活用など)

2 災害時における主な活動と流れ

市町村は、連携会議の構成団体とともに、災害ボランティアセンターの運営支援をはじめ、各種災害ボランティア活動を支援するものとします。

また、活動期間中は、被災地の被害情報や災害ボランティアセンターの活動状況について、県などの関係団体と情報共有を行うとともに、定期的に報道機関等へ情報発信するものとします。

災害ボランティアセンターの運営については、市町村社協、NPO 等のボランティア団体だけに任せるのではなく、各関係機関と密接に連携して、市町村長のリーダーシップのもと、市町村が主体的に被災者支援を行うことが重要です。

災害時における主な活動と流れについては、災害規模や被害状況等により、様々なケースが想定されますが、基本的な流れについて記載します。

なお、ここに示した流れはあくまで想定であり、災害時の状況等により、臨機応変な対応を心がけることが重要です。

(1) 災害発生直後における基本的な流れ

① 連携会議の構成団体等との連絡調整

災害発生後、市町村は被害状況等を踏まえ、連携会議の構成団体などと連携し、災害ボランティアセンターの設置に伴う必要な準備に速やかに着手します。

市町村は準備に着手した際、県にその旨を報告することとします。

また県も、必要に応じて、被災市町村に対し、災害ボランティアセンターの設置状況等を確認することとします。

② 県との連絡調整

県では、災害ボランティアセンターが設置されることとなった場合、速やかに、岐阜県災害ボランティア連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置し、災害ボランティア受入に係る総合調整を実施することとしています。

市町村は、災害ボランティアセンターの設置を公表する前に、県に対しその旨を連絡し、円滑な連携に努めるものとします。

⑥ 情報発信・対応窓口の明確化

連携会議の構成団体などが連携し、災害ボランティア及び災害ボランティアセンターに関する情報、対応窓口等必要な情報について、市町村及び市町村社協等のホームページ等で公表・PRし、災害ボランティアの受入体制を整えていくことが重要です。

(2) 災害ボランティア活動の開始後

本格的な災害ボランティア活動が開始されると、県内外から多くの災害ボランティアや NPO 等のボランティア団体が被災地入りし、災害ボランティアセンターにも多種多様のニーズ・シーズが寄せられ、運営は多忙を極めることが想定されます。

市町村は、連携会議の構成団体や、必要に応じて、国・県及び他市町村といった関係機関などの協力を得ながら、引き続き、災害ボランティアセンターの運営支援をはじめ、各種災害ボランティア活動を支援していくことが必要です。

なお、災害ボランティアセンターの運営にあたっては、ボランティアが活動を開始する前に、被災地への安全なルートが確保されているなど、ボランティアの安全確保に努めることが重要です。

必要な活動については、「3. 災害ボランティアにより対応する活動事例」「4. 専門的な支援により対応する活動事例」を参考にしながら、行政と市町村社協とNPO等とそれを支える中間支援組織の三者連携により、随時、進めていくことが重要です。

連携会議については適時開催し、情報共有を図ることにより、三者連携を効果的に進めていくことが重要です。

(3) 災害ボランティアセンターの閉鎖

市町村は、被災地の状況等を踏まえながら、連携会議の構成団体などの関係機関と協議し、災害ボランティアセンターの閉鎖時期について検討します。

閉鎖時期の検討については、復旧活動等の状況や各市町村の実情等を踏まえてご検討ください。

市町村は連携会議の構成団体とともに、閉鎖について報道機関へ情報発信するものとします。

※災害派遣等従事車両の高速道路の無料措置について

大規模災害発生時には、災害ボランティアをはじめとする被災地救援のための使用車両に対し、高速道路会社との協議により、高速道路の無料措置が講じられることがありますが、手続きが煩雑であり、多くの時間を要することが想定されます。特に土・日曜日は被災地からの帰り分の申請が集中する恐れがあります。

無料措置を受けるためには、県や市町村に申請し、「災害派遣等従事車両証明書」の交付を受ける必要があるため、最寄りの都道府県などでの事前の申請の呼びかけや、手続き方法の周知、災害ボランティアセンターへの専用ブース設置などが効果的です。

3 災害ボランティアにより対応する主な活動事例

災害ボランティア活動の内容は、災害規模や復興状況により異なりますが、被災者の生活フェーズに合わせた支援展開が必要になります。

ここには、災害ボランティアにより対応が想定される主な活動事例について明記していますが、行政と市町村社協とNPO等とそれを支える中間支援組織の三者連携により、随時、進めていくことが重要です。

なお、ここに例示した事例はあくまで想定であり、災害時の状況に応じた柔軟な対応が求められます。

① 災害発生直後

災害発生直後から災害ボランティアセンター設置までの間、県内外からボランティアに関する問い合わせが殺到することが想定されます。

しかし、救助活動の現場では災害後3日(黄金の72時間)が勝負と言われていることから、災害直後は「救出・救命」「道路啓開・復旧」などの業務が最優先であること、また、余震や家屋等の倒壊、道路の陥没などによる二次災害の恐れも伴うことから、災害ボランティアの安全が確保できるまでの間、現地での活動は控えてもらう必要があるため、発生直後は義援金等による支援をお願いすることが重要となります。

○義援金、支援金、寄付金による支援

○災害ボランティアセンターに関する情報の公表・PR など

(設置準備中であること、現地での活動を控えてもらうこと など)

② 避難所生活時

災害ボランティアセンター設置後には、主に被災者の家屋及び避難所等において、幅広い活動が想定されます。

○被災者の家屋などの支援

泥出し、家具・家財等の運び出し・移動・解体、畳・床上げ、がれきの除去、片付け・掃除・整理整頓、ゴミの整理・搬出、思い出品の搜索・洗浄 など

※床板剥がし(家屋等の状況によって可能な場合のみに限る)

○避難所の運営支援・手伝い

受付支援、炊き出し・給水の手伝い、物資の仕分け・配布、避難所の掃除、洗濯ニーズの把握、保健師等への同行支援、被災者宅への物資等の配布 など

- 避難所等への食料・物資等の支援
避難所等への食料・物資等の支援
避難所等の環境改善のための支援の提供 など
- 避難所におけるレクリエーション
被災者向けのイベント・交流会などの開催、マッサージ など
- 被災者の所在・ニーズの確認と把握
被災者の家屋、被災者が避難している施設、軒下避難、車中泊等における所在の確認と把握
被災者ニーズの把握(家屋への訪問、チラシ等の配布) など
- 被災者への支援
被災者の話し相手、子供の遊び相手、託児の代行、ペットの世話 など
- 災害時要配慮者への支援
高齢者、障がい者、在宅療養者、乳幼児などへの支援
外国人への支援(通訳・翻訳、問い合わせ・要望などの聞き取りなど)
- ゴミの収集・整理・搬出の手伝い
家屋・避難所におけるごみの収集・整理・運搬 など
- 暮らしのお手伝い
外部からの必要な情報の提供、買い物支援、家事手伝い、家庭教師 など
- 災害ボランティアセンターの運営支援・手伝い
受付支援、被災者ニーズの把握・被災者宅の訪問、マッチングの支援 など

※「災害時要配慮者(以下「要配慮者」とする。)」とは

災害対策基本法では、防災上、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」を「要配慮者」と定義しており、「岐阜県災害時要配慮者支援マニュアル」における「要配慮者」は、「情報の受信・理解・判断・行動などの各段階でハンディキャップを有する者」としています。

具体的には、主に以下の①～⑦としています。

- ① 高齢者
- ② 身体障がい者
- ③ 知的障がい者
- ④ 精神障がい者
- ⑤ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
例)人工透析を受けている者、難病等の者(医療機器等装着している者)、
低肺機能者(酸素吸入が必要な者)
- ⑥ 外国人
- ⑦ 乳幼児(0～5歳)

③ 仮設住宅生活時

仮設住宅の入居開始後には、仮設住宅などへの引っ越し支援のニーズが高まる
ことが想定され、主に仮設住宅にかかる活動が想定されます。

なお、仮設住宅だけでなく、親戚宅などに引っ越す場合についても同様の対応が
必要となります。

○引っ越し支援

避難所又は自宅から仮設住宅への引っ越し支援、
損壊した家屋または家屋解体に伴う生活必需品の取り出し など

○仮設住宅などにおける被災者支援

外部からの必要な情報の提供、買い物支援、外出の支援、物資等の配布、
被災者の話し相手(孤立防止への支援)などの各種見守り活動、
コミュニティ形成の支援、子どもの遊び相手・学習支援、
仮設住宅や集会所等で足りない生活必需品・備品等の提供 など

○多様化するニーズへの支援

トリプルボランティア(※) など

※「トリプルボランティア」とは

被災地のボランティア活動は、被災家屋等の片付けなどの「災害ボランティア」
以外にも、被災地に泊まって名所をめぐったり、食や文化に触れたりする
「観光ボランティア」や、被災地で見たことや感じたことを伝える「伝達ボランティア」もあります。
これらの3つの活動を「トリプルボランティア」と言います。

④ 復興住宅生活時

この時期には、避難所が閉鎖されることが見込まれるため、仮設住宅等へ入居し
ている被災者の生活支援や復興住宅にかかる支援などが想定されます。

○引っ越し支援

仮設住宅から復興住宅又は自宅等への引っ越し支援 など

○環境整備への支援

各種相談会の情報提供、相談会会場への送迎支援 など

○見守り活動への支援

平時からの見守り支援、孤立の防止支援 など

○集落の再構築や新たなコミュニティ形成に向けた話し合い支援

仮設住宅からの引っ越し後、被災者の生活地域や復興団地をどうするかなどの
住民主体の話し合いのサポート など

○地域おこしへの支援

地域における復興イベント等への支援・協力 など

4 専門的な支援により対応する主な活動事例

専門性の高いニーズについては、行政と市町村社協とNPO等とそれを支える中間支援組織が連携しながら、その対応策について検討し、対応能力と経験を兼ね備えた支援者等に対し、協力を打診していく必要があります。

ここには主な活動事例について明記しますが、災害時の状況に応じた柔軟な対応が求められます。

活動事例	主な支援者等
被災者の安全確保、被災者の避難・誘導	行政(市町村等)
家屋等の応急危険度診断	応急危険度判定士、建築士
家屋等の床板・壁などの剥がし 家屋等の修理・解体	建設関連団体、建設業者、解体業者等
道路(側溝・用水路含む)、橋、河川、公園、学校などの行政が管理する施設の修復・復旧 ※泥出し含む	行政、建設業などの関連事業者等
災害廃棄物、がれき、土砂等の処理	行政、廃棄物処理業者等
ゴミ集積所の分別・処理場への搬出	行政、収集業者等
介護	介護福祉士等
食事等の提供	調理師等
入浴・足湯等の提供	自衛隊、NPO等
整体の提供	柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師 針きゅう師等
散髪を提供	理容師、美容師等
災害時要配慮者への支援 (高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等)	社会福祉士、介護福祉士、保健師 外国語通訳、点訳者、手話通訳者、 要約筆記者等
保育の支援	保育士等
児童・生徒への学習支援	教師、塾講師、大学等
法律相談の支援	弁護士、司法書士、行政書士等

全体会議については、被害状況等に応じて、必要な団体の参加を打診するとともに、被災地で災害ボランティア活動を実施している団体又は実施予定の団体についても、参加できるオープンな場とする。

(4) 全体会議での協議事項

全体会議は、主に次のことについて議論するものとする。

- 県及び市町村災害対策本部がとりまとめた被害情報等の情報共有
- 構成団体及び協力団体等の支援活動の状況及び活動予定の集約・共有
- 構成団体間及び協力団体、専門的な災害ボランティアとの連携方法
- 災害ボランティアセンター間の人的資源・資機材等の配分調整
- 災害ボランティアに必要な物資の調達
- 参加を打診する団体等
- 行政サービスで対応すべき課題の整理、共有
- 災害ボランティアに関して、対応すべき課題の整理、共有
- 具体的な活動内容及び活動期間

[具体的な活動事例]

- ・ ボランティア団体と市町村(ニーズ)とのマッチング など

■ 県内市町村(災害ボランティア担当課)一覧

市町村名	住 所	電話・FAX 番号
岐阜市 市民活動交流センター	〒500-8076 岐阜市司町 40 番地 5	TEL 058-264-0011 FAX 058-227-7596
羽島市 高齢福祉課	〒501-6292 羽島市竹鼻町 55	TEL 058-392-1111 FAX 058-394-1240
各務原市 福祉総務課	〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69	TEL 058-383-1111 FAX 058-383-6365
山県市 福祉課	〒501-2192 山県市高木 1000 番地 1	TEL 0581-22-6837 FAX 0581-22-6850
瑞穂市 地域福祉高齢課	〒501-0222 瑞穂市別府 1288 総合センター内	TEL 058-327-4126 FAX 058-327-4143
本巣市 福祉敬愛課	〒501-0494 本巣市下真桑 1000 番地	TEL 058-323-1141 FAX 058-323-1144
岐南町 福祉課	〒501-6197 羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地	TEL 058-247-1331 FAX 058-247-1488
笠松町 総務課	〒501-6181 羽島郡笠松町司町 1 番地	TEL 058-388-1111 FAX 058-387-5816
北方町 福祉健康課	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川 1 丁目 1 番地	TEL 058-323-1119 FAX 058-323-2114
大垣市 社会福祉課	〒503-8601 大垣市丸の内 2 丁目 29 番地	TEL 0584-81-4111 FAX 0584-81-5500
海津市 社会福祉課	〒503-0695 海津市海津町高須 515	TEL 0584-53-1111 FAX 0584-53-1569
養老町 健康福祉課	〒503-1392 養老郡養老町高田 798 番地	TEL 0584-32-1105 FAX 0584-32-2686
垂井町 健康福祉課	〒503-2193 不破郡垂井町 1532-1	TEL 0584-22-1151 FAX 0584-22-5180
関ヶ原町 総務課	〒503-1592 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58	TEL 0584-43-1111 FAX 0584-43-3122
神戸町 健康福祉課	〒503-2392 安八郡神戸町大字神戸 1111 番地	TEL 0584-27-3111 FAX 0584-27-8443

輪之内町 福祉課	〒503-0292 安八郡輪之内町四郷 2530-1	TEL 0584-69-3111 FAX 0584-69-3119
安八町 福祉課	〒503-0198 安八郡安八町氷取 161 番地	TEL 0584-64-3111 FAX 0584-64-5014
揖斐川町 福祉課	〒501-0692 揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地	TEL 0585-22-2111 FAX 0585-22-4496
大野町 福祉課	〒501-0592 揖斐郡大野町大字大野 80 番地	TEL 0585-34-1111 FAX 0585-34-3526
池田町 健康福祉課	〒503-2492 揖斐郡池田町六之井 1468 番地の 1	TEL 0585-45-3111 FAX 0585-45-8314
関市 福祉政策課	〒501-3894 関市若草通 3 丁目 1 番地	TEL 0575-22-3131 FAX 0575-23-7748
美濃市 健康福祉課	〒501-3792 美濃市 1350 番地	TEL 0575-33-1122 FAX 0575-35-1997
郡上市 社会福祉課	〒501-4297 郡上市八幡町島谷 228 番地	TEL 0575-67-1121 FAX 0575-67-0604
美濃加茂市 福祉課	〒505-8606 美濃加茂市太田町 3431 番地 1	TEL 0574-25-2111 FAX 0574-24-0290
可児市 高齢福祉課	〒509-0292 可児市広見一丁目 1 番地	TEL 0574-62-1111 FAX 0574-60-4616
坂祝町 福祉課	〒505-8501 加茂郡坂祝町取組 46-18	TEL 0574-26-7111 FAX 0574-27-1808
富加町 福祉保健課	〒501-3392 加茂郡富加町滝田 1511	TEL 0574-54-2111 FAX 0574-54-2461
川辺町 総務課	〒509-0393 加茂郡川辺町中川辺 1518-4	TEL 0574-53-2511 FAX 0574-53-2374
七宗町 住民課	〒509-0492 加茂郡七宗町上麻生 2442 番地 3	TEL 0574-48-1112 FAX 0574-48-2239
八百津町 総務課	〒505-0392 加茂郡八百津町八百津 3903 番地 2	TEL 0574-43-2111 FAX 0574-43-0969
白川町 保健福祉課	〒509-1105 加茂郡白川町河岐 1645-1	TEL 0574-72-2317 FAX —

東白川村 国保診療所	〒509-1392 加茂郡東白川村神土 692-2	TEL 0574-78-3111 FAX 0574-78-2028
御嵩町 総務防災課	〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1	TEL 0574-67-2111 FAX 0574-67-1999
多治見市 福祉課	〒507-8787 多治見市音羽町 1 丁目 233 番地 駅北庁舎	TEL 0572-22-1111 FAX 0572-24-1621
瑞浪市 社会福祉課	〒509-6195 瑞浪市上平町 1 丁目 1 番地	TEL 0572-68-2111 FAX 0572-68-0294
土岐市 福祉課	〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101 番地	TEL 0572-54-1111 FAX 0572-54-3329
中津川市 高齢支援課	〒508-8501 中津川市かやの木町 2-5 中津川市健康福祉会館	TEL 0573-66-1111 FAX 0573-66-0058
恵那市 社会福祉課	〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1	TEL 0573-26-2111 FAX 0573-25-7294
高山市 福祉課	〒506-8555 高山市花岡町 2 丁目 18 番地	TEL 0577-32-3333 FAX 0577-35-3165
飛騨市 危機管理課	〒509-4292 飛騨市古川町本町 2-22	TEL 0577-73-2111 FAX 0577-73-6373
下呂市 社会福祉課	〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166 番地 8 星雲会館内	TEL 0576-52-3936 FAX 0576-52-3915
白川村 村民課	〒501-5692 大野郡白川村鳩谷 517	TEL 05769-6-1311 FAX 05769-6-1709

■ 県内市町村社会福祉協議会一覧

名 称	住 所	電話・FAX 番号
岐阜市社会福祉協議会	〒500-8309 岐阜市都通 2 丁目 2 番地	TEL 058-255-5511 FAX 058-255-5512
羽島市社会福祉協議会	〒501-6255 羽島市福寿町浅平 3 丁目 25 番地 羽島市福祉ふれあい会館内	TEL 058-391-0631 FAX 058-391-0632
各務原市社会福祉協議会	〒504-0912 各務原市那加桜町 2 丁目 163 番地 総合福祉会館 2 階	TEL 058-383-7610 FAX 058-382-3233
山県市社会福祉協議会	〒501-2259 山県市岩佐 1177 番地 1 美山老人福祉センター	TEL 0581-52-3010 FAX 0581-52-2941
瑞穂市社会福祉協議会	〒501-0222 瑞穂市別府 1283 番地	TEL 058-327-8610 FAX 058-327-5323
本巣市社会福祉協議会	〒501-0466 本巣市下真桑 1199 番地 1 真正老人福祉センター内	TEL 058-324-8989 FAX 058-320-3985
岐南町社会福祉協議会	〒501-6004 羽島郡岐南町野中 8-75 岐南町総合健康福祉センター内	TEL 058-240-2100 FAX 058-240-2235
笠松町社会福祉協議会	〒501-6063 羽島郡笠松町長池 408-1 笠松町福祉健康センター内	TEL 058-387-5332 FAX 058-387-5134
北方町社会福祉協議会	〒501-0431 本巣郡北方町北方 1345 番地の 2 北方町老人福祉センター内	TEL 058-324-6550 FAX 058-323-3114
大垣市社会福祉協議会	〒503-0922 大垣市馬場町 124 市総合福祉会館内	TEL 0584-78-8181 FAX 0584-75-3108
海津市社会福祉協議会	〒503-0411 海津市南濃町駒野 827 番地 1 南濃総合福祉会館「ゆとりの森」	TEL 0584-55-2300 FAX 0584-55-1990
養老町社会福祉協議会	〒503-1314 養老郡養老町高田 79-2 老人福祉センター内	TEL 0584-34-3504 FAX 0584-34-0066
垂井町社会福祉協議会	〒503-2121 不破郡垂井町 1305 番地の 2 垂井町福祉会館内	TEL 0584-23-3335 FAX 0584-22-2714
関ヶ原町社会福祉協議会	〒503-1501 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2490-29 国保関ヶ原診療所北棟	TEL 0584-43-2943 FAX 0584-43-2180
神戸町社会福祉協議会	〒503-2324 安八郡神戸町大字八条 258 番地の 2	TEL 0584-28-0223 FAX 0584-28-1022

輪之内町社会福祉協議会	〒503-0204 安八郡輪之内町四郷 2537 番地の 1 保健福祉センター内	TEL 0584-69-4433 FAX 0584-69-5156
安八町社会福祉協議会	〒503-0115 安八郡安八町南今ヶ淵 400 安八町中央公民館 2 階	TEL 0584-47-7704 FAX 0584-64-5775
揖斐川町社会福祉協議会	〒501-1314 揖斐郡揖斐川町谷汲名礼 265 番地 43 谷汲文化会館内	TEL 0585-56-3700 FAX 0585-56-0078
大野町社会福祉協議会	〒501-0592 揖斐郡大野町大字大野 80 番地 大野町福祉センター内	TEL 0585-34-2130 FAX 0585-34-2570
池田町社会福祉協議会	〒503-2417 揖斐郡池田町本郷 1628 番地の 2 福祉センター内	TEL 0585-45-8123 FAX 0585-45-9604
関市社会福祉協議会	〒501-3802 関市若草通 2 丁目 1 番地 関市総合福祉会館内	TEL 0575-22-0372 FAX 0575-23-6863
美濃市社会福祉協議会	〒501-3743 美濃市 95 番地 2 市福祉会館内	TEL 0575-35-2355 FAX 0575-35-1935
郡上市社会福祉協議会	〒501-4607 郡上市大和町徳永 585 番地 郡上市役所大和庁舎内	TEL 0575-88-9988 FAX 0575-88-3315
美濃加茂市社会福祉協議会	〒505-0031 美濃加茂市新池町三丁目 4 番 1 号 総合福祉会館内	TEL 0574-28-6111 FAX 0574-28-6110
可児市社会福祉協議会	〒509-0207 可児市今渡 682 番地 1 可児市福祉センター	TEL 0574-62-1555 FAX 0574-62-5342
坂祝町社会福祉協議会	〒505-0071 加茂郡坂祝町黒岩 153 番地 1 総合福祉会館サンライフさかほぎ内	TEL 0574-27-1222 FAX 0574-26-8974
富加町社会福祉協議会	〒501-3305 加茂郡富加町滝田 1381 番地の 1 富加町児童センター内	TEL 0574-54-1312 FAX 0574-55-0068
川辺町社会福祉協議会	〒509-0303 加茂郡川辺町石神 128 番地 やすらぎの家内	TEL 0574-53-2121 FAX 0574-53-6162
七宗町社会福祉協議会	〒509-0511 加茂郡七宗町神淵 10327-1	TEL 0574-46-1294 FAX 0574-46-0007
八百津町社会福祉協議会	〒505-0301 加茂郡八百津町八百津 3836 番地 3	TEL 0574-43-4462 FAX 0574-43-2199
白川町社会福祉協議会	〒509-1113 加茂郡白川町三川 2065 番地 2	TEL 0574-72-2327 FAX 0574-72-2817

東白川村社会福祉協議会	〒509-1302 加茂郡東白川村神土 697-1	TEL 0574-78-2059 FAX 0574-78-2059
御嵩町社会福祉協議会	〒505-0116 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 10 御嵩町役場分庁舎希らり館内	TEL 0574-67-6710 FAX 0574-67-8102
多治見市社会福祉協議会	〒507-0041 多治見市太平町 2-39-1 多治見市総合福祉センター内	TEL 0572-25-1131 FAX 0572-25-1132
瑞浪市社会福祉協議会	〒501-0222 瑞穂市別府 1283 番地	TEL 058-327-8610 FAX 058-327-5323
土岐市社会福祉協議会	〒509-5202 土岐市下石町 1060 番地 総合福祉センター・ウエルフェア土岐 内	TEL 0572-57-6661 FAX 0572-57-4611
中津川市社会福祉協議会	〒508-0045 中津川市かやの木町 2 番 5 号	TEL 0573-66-1111 FAX 0573-66-1934
恵那市社会福祉協議会	〒509-7201 恵那市大井町 727-11 恵那市福祉センター内	TEL 0573-26-5221 FAX 0573-26-5222
高山市社会福祉協議会	〒506-0053 高山市昭和町 2 丁目 2 2 4 番地 総合福祉センター内	TEL 0577-35-0294 FAX 0577-34-6736
飛騨市社会福祉協議会	〒509-4221 飛騨市古川町若宮二丁目 1 番 66 号 古川町総合会館内	TEL 0577-73-3214 FAX 0577-73-0711
下呂市社会福祉協議会	〒509-2517 下呂市萩原町萩原 875 番地 2	TEL 0576-52-4884 FAX 0576-52-3423
白川村社会福祉協議会	〒501-5692 大野郡白川村鳩谷 517 白川村役場 村民課内	TEL 05769-6-1311 FAX 05769-6-1709

6 平成28年熊本地震の教訓【参考資料】

熊本県は「平成28年熊本地震」を踏まえ、災害時等における NPO 等のボランティア団体との連携について、市町村が予め検討しておくにあたり、参考となる「災害時等における市町村と NPO 等のボランティア団体との連携ガイドライン」を作成しており、本ガイドラインの策定にあたって、参考とさせていただきました。

ここではガイドラインに明記された「熊本地震における活動成果と課題」について、参考資料として掲載します。

◆「災害時等における市町村と NPO 等のボランティア団体との連携ガイドライン」 (平成29年6月:熊本県健康福祉政策課作成)より抜粋

(1)連携の概要

熊本地震での大きな特徴は、市町村社協が設置する災害ボランティアセンターに対し支援を行う県社協と県が、NPO 等のボランティア団体との連携体制を早期に確保したことである。

県庁では、発災から5日後の2016年4月19日、内閣府からJVODの紹介を受けたことを契機に、同日、県庁敷地内に事務所を提供し、連携会議を開始した(ほどなく県社協も参加)。この会議では、様々な情報や課題を共有し、対応策を検討した。

また、JVODは、同日から「熊本地震・支援団体火の国会議(以下、「火の国会議」とする)を開催し、県内被災地で活動する NPO 等のボランティア団体等との情報共有や活動地域や業務内容等の調整を図った。

一部の各市町村では、徐々に連携の動きが見られ、効果的な被災者支援が行われた。

(2)主な活動成果

ア 全体的な事項

- a. 行政や社協、NPO 等のボランティア団体間で情報の共有化が図られ、市町村経由の情報ルートのみでは個々が知ることでできない被災者の状況や課題を把握することができた。
- b. 熟練した NPO 等のボランティア団体から、先災地での経験を踏まえた有益な助言を多く得ることができた。
- c. NPO 等のボランティア団体の協力を必要とする場面について、JVOD等を通じて、適切な団体の紹介を受けることができた。

イ 個別の事項

- a. 一部の避難所のレイアウトについて、県と市町村が助言を受け、避難所内の生活環境を改善することができた。また、夜間のスタッフ常駐を必要とする避難所について、看護師資格者を有する団体が行政に協力し、支援を実施した例もあった。
- b. 県に寄せられた義援物資の一部について、行政ルートとは別に、NPO 等のボランティア団体の独自ルートでの配送を実施した。
- c. 被災者の避難所から応急仮設住宅等への引っ越しを、災害ボランティアセンターとNPO 等のボランティア団体が連携して実施した。
- d. NPO 等のボランティア団体が、応急仮設住宅等への必要備品を提供した。応急仮設住宅や集会所で不足する日用品や備品を NPO 等のボランティア団体が提供。地域支え合いセンターの初期訪問の円滑化を支援するために、料理道具やみそ汁用セットを用意する団体もあった。
- e. 行政から被災者への連絡事項(エコノミー症候群や食中毒などへの注意喚起)の周知協力を実施した。

(3) 主な課題

ア 受援力の強化

県の場合、地震発生からしばらくの間は、NPO 等のボランティア団体への理解不足に地震対応への混乱が加わり、当初は連携体制が十分効果的には機能しなかった(協議を繰り返し、共に活動する過程で、徐々に信頼関係が構築されていった)。

イ 効果的な連携対応の強化

県及び多くの市町村で、NPO 等のボランティア団体からの情報や助言を活かしきれないことがあった。また、発災直後は、行政や社協とNPO 等のボランティア団体が、被災者からの依頼に対応できる内容と対応できない内容を整理し、情報を共有する連携関係が構築できなかったため、お互いの力を活かしきれない面があった。

【県における課題を踏まえた取組み】～協定の締結～

2017年3月、県は、JVOAD及びKVOADとNPO 等のボランティア団体と連携・協力に関する協定を締結した。

各市町村においても、NPO 等のボランティア団体との連携した取組みが期待される。主な内容は次のとおり。

□ 目的

相互の連携・協力による、被災者への支援、早期の生活再建等への寄与

□ 平時の連携・協力

- ・ 連携会議の定期的な開催
- ・ 市町村内における NPO 等のボランティア団体の活動の連携
- ・ 災害時における連携・協力のあり方の研究、合同訓練の実施
- ・ 受援力向上のための啓発

□ 災害時の連携・協力

- ・ 状況把握、情報の集約及び発信、それぞれの活動状況(予定)の共有
- ・ 発災直後からの避難所等における被災者への支援
- ・ 被災者へのきめ細やかな義援物資等の配付
- ・ NPO 等のボランティア団体及び市町村社協との協働によるボランティア活動の調整支援
- ・ 変化する被災者の生活再建上のニーズや課題への対応

<「JVOAD」とは>

JVOAD(全国災害ボランティア支援団体ネットワーク)は、全国の NPO 等のボランティア団体間と行政や社協との連携を確保しながら、円滑・効果的な被災者支援を行うことを目的として結成された。全国社協、日本赤十字、日本青年会議所等も会員であり、経済界や内閣府との連携も緊密にとっている。

2016年4月に発生した熊本地震では、発災翌日から、事務局職員が熊本入りし(2016年11月まで熊本市内に事務所を構えた)、全国からの NPO 等のボランティア団体との調整、行政との連携、企業等からの支援調整等の役割を担った。

<「KVOAD」とは>

KVOAD(くまもと災害ボランティア団体ネットワーク)は、熊本地震を受け、2016年10月に結成された、本県の NPO 等のボランティア団体等を母体とするネットワークである。JVOADの後継機能を担うほか、県内各地での NPO 等のボランティア団体の強化、行政等の連携支援等も活動目的とする。

■引用文献・参考文献一覧

文 献 名	発 行 機 関	発 行 年 月
防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック ～三者連携を目指して～	内閣府防災担当	平成30年4月
災害時等における市町村とNPO等のボランティア団体との連携ガイドライン	熊本県健康福祉政策課	平成29年6月

災害ボランティアセンター運営にかかる

連携ガイドライン

平成31年3月

編集・発行

岐阜県健康福祉部地域福祉課

岐阜市藪田南2-1-1

電話 058-272-1111 (県庁代表)

FAX 058-278-2651

E-mail c11219@pref.gifu.lg.jp